

指摘事項

認知症対応型通所介護

令和5年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「地域密着条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年12月21日鳥取市条例第45号)

「地域密着予防条例」

鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
(平成24年12月21日鳥取市条例第46号)

「老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号」

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

☆運営推進会議

■運営推進会議における報告等の記録を公表すること。（地域密着条例第81条において準用する第60条の17、地域密着予防条例第39条）

運営推進会議の記録については、事業所等の窓口で閲覧に供するものとします。また、事業所等のホームページ等を活用し、公表の機会が増えるよう努めるものとします。なお、公表に当たっては、個人情報の取り扱いには十分注意してください。

☆サービス提供体制強化加算

■サービス提供体制強化加算Ⅰについて、算定の根拠となる職員の割合等のわかる書類を整備しておくこと。（老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の4（18））

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとします。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。